京都市長 様

京都市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 佐 伯 彰 洋 (事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

京都地方法務局からの「市民が了解した」旨の連絡内容が分かる文書の不存在による非開示 決定事案

- (1) 平成28年2月18日付け西区窓第105号による諮問 市民が了解した旨の連絡内容が分かる文書の不存在による非開示決定についての異議申 立てに対する決定(諮問個第104号)
- (2) 平成28年3月29日付け西区窓第129号による諮問 市民が了解した旨の連絡内容が分かる文書の不存在による非開示決定についての異議申 立てに対する決定(諮問個第109号)

1 審査会の結論

実施機関が行った各不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 審査会における審議の方法

本件各異議申立ては、いずれも、異議申立人による同趣旨の個人情報開示請求に対して、実施機関の西京区役所区民部市民窓口課(以下「市民窓口課」という。)が請求に係る文書を保有していないとする不存在による非開示決定に係るものであるため、当審査会においてこれらを併合して審議した。

3 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、実施機関の市民窓口課に対して、京都市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、平成27年10月2日付け(以下「本件請求1」という。)及び平成27年11月2日付け(以下「本件請求2」という。)で、以下の内容の個人情報の開示を請求した。
 - 「1. 乙第9号証(H27行ウ第■■号)(私の付けたタイトルは再製に故意に失敗)すなわち**氏の陳述書の別紙4頁に,H24.7.4法務局から市窓課の**氏宛に「市民が了解した旨」の連絡が入ったと書いてあります。
 - 2. つきましては、法務局からの連絡内容が分る文書等を一切合切開示して下さい。いつ ものようにFAX送信票も含みます。又許可申請書とか決定書とかすべてです。

項目2について

陳述書の根拠となった法務局より発信された文書が欲しい。この逆の文書も欲しい。 (市窓発→法務局宛) □

なお、本件請求2の個人情報開示請求書には、「「市民が了解した旨」の連絡」の「連絡」と、「法務局からの連絡内容が分る」の「連絡」とが矢印で結ばれている。

- (2) 実施機関は、本件請求1に対しては平成28年1月22日付けで、また本件請求2に対しては平成27年11月25日付けで、各請求に係る公文書を保有していないことを理由として不存在による非開示決定処分をし、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成28年1月19日付けで本件処分2を不服として、また平成28年2月29日付けで本件処分1を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、各本件処分

の取消しを求める異議申立てをした。

4 異議申立ての趣旨

本件各異議申立ての趣旨は、本件各処分の取消しを求めるというものである。

5 実施機関の主張

理由説明書によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件処分1について

ア 本件請求1に係る文書について

異議申立人が求めている文書は、これまでの異議申立人とのやり取りから、以下の文書であると解することができる。

「平成24年7月4日付けの京都地方法務局(以下「法務局」という)から市民窓口課 への連絡文書」及び「平成24年7月前後の西京区役所と法務局間のFAX送信票」

イ 不存在による非開示としている理由について

本件請求1に係る文書については、異議申立人に係る同種の文書を保存することとしている「異議申立人対応一件ファイル」(平成26年9月5日付け京都市指令西区窓第12号で開示済み)に保存されていなかった。

また、平成24年7月4日に法務局から連絡を受けた当時の西京区役所市民窓口課記録係長に確認したところ、連絡方法は電話であったと答えており、法務局からの文書は取得していない。

(2) 本件処分2について

ア 本件請求2に係る文書について

異議申立人が求めている文書は、これまでの異議申立人とのやり取りから、以下の文書 であると解することができる。

「平成24年7月4日付けの法務局から市民窓口課への連絡文書」

イ 不存在による非開示としている理由について

本件請求2に係る文書については、異議申立人に係る同種の文書を保存することとしている「異議申立人対応一件ファイル」(平成26年9月5日付け京都市指令西区窓第12号で開示済み)に保存されていなかった。

また、平成24年7月4日に法務局から連絡を受けた当時の市民窓口課記録係長に確認

したところ、連絡方法は電話であったと答えており、法務局からの文書は取得していない。

(3) 以上のとおり、本件各処分について違法又は不当な点はない。

6 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件処分1について

H24.7前後は「再製に関して」FAX送受信を実際に何件も実行していました。西区窓と京都地方法務局双方向です。

西区窓は「市民が了解」したので、訂正跡を増やしたそうです。本件のみFAXでの連絡がないのは不自然です。だからFAX送信票とか、会話記録があると思います。

市窓課保存のファイルを確認したがなかったというけれど虚偽が多く信用できません。又 肝心なことを全然説明しません。

(2) 本件処分2について

再製前より、FAX送信により、当区と法務局は連絡をとりあっていました。再製のゴーサインがでたという、一番大事なことがらにつき、役所内部に記録がないわけがありません。 法務局のジムであれば、許可申請とか、承諾書を開示して下さい。(尚本来私には連絡はミスをした市窓課よりあるべきだと存じます。)

一番大事な再製のゴーサインの記録がない訳がない。市窓課はメモ扱いにして毀棄する悪癖があります。第三者の検証が必要です。

京都地方法務局に確認したら「市民は二箇所の追加痕跡は了解していない。家裁で痕跡は無効にするように依頼したとのことだった」と認めています。

7 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求1及び本件請求2に係る文書について

ア 本件請求1及び本件請求2の個人情報開示請求書によれば,共に次のとおり記載されている。

「1. 乙第9号証(H27行ウ第■■号)(私の付けたタイトルは再製に故意に失敗)すなわち**氏の陳述書の別紙4頁に、H24.7.4法務局から市窓課の**氏宛に

「市民が了解した旨」の連絡が入ったと書いてあります。

2. つきましては、法務局からの連絡内容が分る文書等を一切合切開示して下さい。 いつものようにFAX送信票も含みます。又許可申請書とか決定書とかすべてです。

項目2について

陳述書の根拠となった法務局より発信された文書が欲しい。この逆の文書も欲しい。 (市窓発→法務局宛)」

なお、本件請求2の個人情報開示請求書では、「「市民が了解した旨」の連絡」の「連絡」と、「法務局からの連絡内容が分る」の「連絡」とが矢印で結ばれている。

- イ 実施機関は、異議申立人が求める文書を、本件請求1においては「平成24年7月4日付けの法務局から市民窓口課への連絡文書」及び「平成24年7月前後の西京区役所と法務局間のFAX送信票」であると文書特定し、本件請求2においては「平成24年7月4日付けの法務局から市民窓口課への連絡文書」であると文書特定したうえで、その不存在を主張している。
- ウ しかしながら異議申立人は、上記 7(1)アのとおり、「市民が了解した旨」の連絡について言及したうえで「法務局からの連絡内容が分る文書等を一切合切開示して下さい。」と記載している。また、具体的な文書の候補として「FAX送信票」「許可申請書」及び「決定書」を提示し、法務局から発信された文書と市民窓口課から発信されている文書を求めている。そのことからすると実施機関の文書特定は限定しすぎであるといえる。
- エ 異議申立人のいう「許可申請書」とは、市民窓口課が法務局へ提出する戸籍法第11条の2の申出の報告書(以下「報告書」という。)を指し、「決定書」とは、法務局から市民窓口課へ送られる戸籍法第11条の2の申出による除籍の再製等に関する指示書(以下「指示書」という。)を指すものであり、これらの文書を含めて、市民窓口課が法務局から取得した文書又は市民窓口課が作成し法務局へ提出した文書で、かつ「市民が了解した旨」の法務局からの連絡内容が分かるものが、本件請求1及び本件請求2に係る文書であると認められる。

(2) 本件各処分について

ア 本件処分1について

(ア) 上記 7 (1) イで確認したとおり、実施機関は、異議申立人が求める文書について、「平成 2 4年 7月 4日付けの法務局から市民窓口課への連絡文書」及び「平成 2 4年 7月前後の西京区役所と法務局間の FAX送信票」を文書特定している。

前者については、実施機関は「平成24年7月4日に法務局から連絡を受けた当時 の市民窓口課記録係長に確認したところ、連絡方法は電話であったと答えており、法 務局からの文書は取得していない。」と述べ、その不存在を主張する。後者について は、「異議申立人に係る同種の文書を保存することとしている「異議申立人対応一件 ファイル」に保存されていなかった。」と述べ、その不存在を主張する。

- (イ) しかし、上記 7 (1) ウ及びエで確認したとおり、実施機関の文書特定は限定しすぎであるといえる。
- (ウ) 当審査会は、市民窓口課と異議申立人とのやり取りに関する文書が綴じられている「異議申立人対応一件ファイル」の目次を実施機関から取り寄せ確認した。その中には、「法務局への送付文書」や「法務局からの受領文書」があるが、その日付はいずれも平成24年7月4日より前のものであった。また、目次の中に平成24年7月31日付け「●●氏の事案に係る照会事項に対する報告について」があることから、本件請求1に係る文書に該当する可能性があると判断し、実施機関から取り寄せ確認したところ、当該文書は法務局との間でのやり取りに関するものではなかった。
- (エ) なお、異議申立人は「H 2 4. 7前後は「再製に関して」FAX送受信を実際に何件も実行していました。西区窓と京都地方法務局双方向です。」と述べ、平成 2 4年7月前後に、異議申立人の除籍の再製に関して、市民窓口課と法務局との間でFAXによる連絡が双方向に何度も行われていたと主張する。
- (オ) そこで、当審査会は、異議申立人の当該再製手続きに関する法務局とのFAXのやり取りについて実施機関に説明を求めたところ、「FAXのやり取りについては、FAX送信票等が残っていないため明確なことは分からないが、当該ケースにおいては再製案など事前にFAX等により確認していたものと推察される。ただし、FAX送信票等が当時あったとしても事務的なやり取りであって、再製が完了した後は不要になると考えられる保存期間1年未満の軽易な文書であることから、廃棄した可能性が高い。」とのことであった。

実施機関の当該説明に特段不自然な点は認められない。

- (カ) 異議申立人が対象文書の候補として提示している「報告書」及び「指示書」については、当審査会がその写しを実施機関から取り寄せ見分したところ、除籍再製の申出のあった除籍の表示や申出の年月日など一般的な事項が記載されており、「市民が了解した旨」に関して明示されておらず、本件請求1に係る文書に該当しないものであると認められる。
- (キ) 以上から、本件請求1に係る文書を保有していないとする実施機関の主張は、結論 として妥当であると判断する。

イ 本件処分2について

本件請求1及び本件請求2において,異議申立人が求める文書は,上記7(1)のとおり同一のものであり,各請求に対して実施機関は不存在による非開示決定処分をし,不存在による非開示の各理由も同一のものであると認められる。

したがって、上記 7(2)アで検討したとおり、本件請求 2 に係る文書を保有していないと する実施機関の主張は、結論として妥当であると判断する。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

工 田内久・ハユス	 諮問番号	 年月日等
		1 /1 H 4
諮問	諮問個第104号	平成28年2月18日
	諮問個第109号	平成28年3月29日
理由説明書	諮問個第104号	平成28年3月18日
	諮問個第109号	平成28年4月27日
意見書	諮問個第104号	平成28年5月12日
	諮問個第109号	平成28年5月24日
審議	諮問個第104号	平成29年3月21日(平成28年度第11回会議)
	諮問個第109号	平成29年7月20日(平成29年度第2回会議)平成29年8月23日(平成29年度第3回会議)

- ※ 実施機関の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。
- ※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったので意見の聴取は行わなかった。
- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会 第2部会(部会長 市川 喜崇)